

五 この方針の準用

この方針は、昭和56年度における年間人事においても準用する。

公立小・中学校

(1) 人事異動の概要

① 教員採用候補者名簿に登載された者全員 587名、(養護教諭等の数は含まない)を採用した。

この配置にあたっては、教員としての研修、助言の機会を多く得させるため、その78%を平地校に配置した。

また、広域交流、へき地交流の円滑化をはかるため、原則として出身管外に配当するようにした。

② 教職員定数の減少に伴う中学校教員の過員解消と、へき地未経験者の偏在を調整するため総合人事交流計画を策定し、全県的視野に立って人事行政をすすめた。

なお、へき地と平地間の交流を円滑にするため、今年度からへき地経験義務年限を、級別に1年～2年短縮する措置を講じた。

③ 升任にあたっては、校長、教頭等その職責の重要性にかんがみ、選考方法等の改善をはかり適任者を厳選した。

特に、へき地教育に優れた実績を持つ人材を登用し、へき地教育にたずさわる教職員の士気の高揚を図った。

④ 在外教育施設派遣教員として、ブカレスト(ルーマニア)デュッセルドルフ(西ドイツ)ドーハ(カタル)バンコク(タイ)の日本人学校に4名の教員を派遣した。

⑤ 勤奨退職については、前年度と同年齢で、また、退職期日も3月31日で昨年度と同じである。

(2) 教職員の配置基準

国の教職員定数第5次改善12ヵ年計画の初年度にあたり県の配置基準についても検討改善を加えた。

① 4学級以下の中学校における免許外教科担当教員の負担軽減をはかるため、25名の非常勤講師を県単で配置した。

② 養護教員、事務職員の配置基準を改善して、小学校7学級以上、中学校5学級以上の全校に配置した。

③ 6学級の小学校には、養護教員か事務職員のいずれか一方を配置するようにした。

3 教育職員の免許

(1) 教育職員免許状授与状況

昭和55年度中に本県で授与した教育職員免許状は、総数で3,299件となり、前年度より27件増となっている。

普通免許状は前年度より95件増で2,975件となり、臨時免許状は68件減で324件となっている。普通免許状に占める大学新規卒業者に対する割合は約8割で、2,411件となっている。

なお、免許状の種類別授与件数は、次のとおりである。

小学校教諭一級普通免許状 326件

〃 二級普通免許状 111件

中学校教諭一級普通免許状	593件
〃 二級普通免許状	350件
高等学校教諭一級普通免許状	88件
〃 二級普通免許状	638件
〃 普通免許状	1件
幼稚園教諭一級普通免許状	28件
〃 二級普通免許状	690件
盲学校教諭二級普通免許状	1件
聾学校教諭二級普通免許状	4件
養護学校教諭一級普通免許状	38件
〃 二級普通免許状	61件
養護教諭一級普通免許状	4件
〃 二級普通免許状	42件
小学校助教諭免許状	175件
中学校助教諭免許状	12件
高等学校助教諭免許状	48件
幼稚園助教諭免許状	17件
聾学校助教諭免許状	3件
養護学校助教諭免許状	14件
聾学校特殊教科助教諭免許状	1件
養護助教諭免許状	54件

(2) 免許法認定講習の実施状況

開催地	対象者	時期	専門種別	科目	受講者数	単位付与者数
福島市	養護学校等教員	55年8月	特殊教育専門科目	異常児教育(精薄)	73	73
	〃	〃	〃	異常児心理(精薄)	71	71
	〃	〃	〃	異常児の保健(精薄)	44	44
	〃	〃	〃	異常児の病理(精薄)	31	31
	〃	〃	〃	異常児心理(肢病)	27	27
郡山市	聾学校教員	〃	〃	聾教育	29	29
	〃	〃	〃	聴覚音声生理及び病理	29	29
福島市	高等学校教員	〃	教科専門科目	職業指導	42	42
	養護・高等学校教員	〃	教職専門科目	教育心理学	61	61
	〃	〃	養護専門科目	衛生学	26	26
島根市	養護教員	〃	〃	養護教諭の職務	51	51
	〃	〃	〃	栄養学	66	66
	〃	55年12月	〃	食品学	98	98
幼稚園教員	55年8月	教職専門科目	保育内容の研究	58	58	
合計					706	706